

第3次美波町総合計画審議会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、第3次美波町総合計画審議会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 町民福祉の向上や町政の発展等を図るための、総合的かつ基本的な長期計画及びその実施に関し、必要な事項について調査審議をするため、第3次美波町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 第3次美波町総合計画策定の基準となるべき事項
 - (2) 第3次美波町総合計画の実施に関し必要な事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、第3次美波町総合計画に関する重要な事項
- 2 審議会は、前項に規定する事項に関し、必要に応じ町長に意見を申し出ることができる。

(組織)

第4条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の内から町長が任命する。

- (1) 住民代表者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 有識者
- (4) 町議会の代表者
- (5) その他、町長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は1年とする。ただし、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第8条 審議内容は公開を基本に一般者の傍聴を認めるとともに、審議会ごとに会議録を作成し、ホームページ等にて公開する。ただし、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合については、審議会での決議により非公開を決定できる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、政策推進課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附則

この要綱は、令和4年10月26日から施行する。